

社側、あつせん申請か

水俣病
補償

互助会要求額に難色

水俣病をめぐる第二回交渉はチソ側から互助会に十八日開催日程について申し入れ、二十四、五には開かれるもようだ

が、会社側は互助会がさきに行なった要求額などの補償条件にかなり難色を示しており、第二回交渉では自主交渉の困難性を指摘

し、逆に会社側が闇田厚相を含めた知事、市長のあつせん乗り出しを求めるところ

さる九日開かれた第一回交渉では互助会側から互助会に死亡者に対する

は互助会側から①死亡者に対する
一時金として二千三百万円②生存者
患者は年金六十万円を病院当時に
さかのぼって支払う③生存者が今
後死したときは、一時金として
強制自動車損害賠償保険死亡時
最高額(現在は三百萬円だが、來
年度から六百万円と改定される予
定)と高額とすることが要求され
た。しかし会社側は即答を避け
け、互助会の「翌回交渉までに

は会社側の補償額を提示してほしい」との要望に対し会社側は「あらゆる角度から判定法を検討しなければならないので時間がかかる」などの理由で第一回交渉でも補

償額は出せない態度を明らかにし
ていて。

ところで第一回交渉は会社側から互助会に対して申し入れられることになっており、今度は当然会社側からのいろんな条件が出され、互助会の「翌回交渉までに」との意見

ほど東京本社から水俣に帰つた水俣支社筋は「第一回交渉では互助会側の補償要求額についての判定法など細かな点について指摘されることになろう」と言っている。

第二回交渉の焦点はます①死

亡者に対する一千三百萬円について強制自動車損害賠償保険死亡

者と難症者に対する差をつける必要があるのではないかーの二点に絞られるもよう。

また会社側は、第一回交渉まで

は「あくまで互助会の自主交渉の立場を理解して話し合いを進め

て行く」との考え方を示していたが

「要求額をあくまで押し通して行

く」との互助会側の強い態度から、最近では「補償額についての大幅な歩み寄りはむすかしく、自主交渉は困難視される」との意見

が強まり、第二回交渉では「お互に闇田厚相も含めた知事、市長にあつせんを依頼する」態度を

をいつまでも提示しない限り自主供は難症者より一・三割増して交渉するつもりだ。会社側が補償額

をいつまでも提示しない限り自主供は難症者より一・三割増して交渉するつもりだ。会社側が補償額

示すことも予想されている。

これに対し山本互助会長は「第

二回交渉を開いてみないと会社側がどういう話を持ち出していくかは具体的にわからないが、会社の

書類死亡者の二千万円の方については交通事故に対する任意保険の最高額を基準にしており、また生

れは難症者のおとなと胎児性の子供は難症者より一・三割増して交渉するつもりだ」と語っている。

互助会としては十八日会社側から第二回交渉日の申し入れがあれ

ば二十日に交渉委員会を開き対策

を検討、交渉が終わったあと臨時

総会(期日未定)を開くことにし

ている。

これまで互助会としては会社側から

急に補償額を提示するよう強く要

求するつもりだ」と語っている。